

患者様へのご連絡と御願い

日頃より当院をご利用いただきまして、ありがとうございます。

下記に、最近問題になっている整骨院と鍼灸マッサージ院の違いをご説明いたします。

国家資格の種類	保険の適応症
柔道整復師	脱臼・骨折・捻挫（肉ばなれを含む）・打撲。 主に急性症で「ケガによるもの」となります。
はり(鍼)師 きゅう(灸)師	頸腕症・五十肩・腰痛症・神経痛・リウマチ・頸椎捻挫後遺症。 主に ^{とうつう} 疼痛を主症状とする慢性症で、医師の同意が必要です。
あん摩マッサージ指圧師	「まひ」や「しびれ」による筋 ^{まひ} 麻痺・関節 ^{こうしゆく} 拘縮等の症状が認められ、治療上あん摩・マッサージの施術が必要だと医師が同意している場合に限りです。 ※拘縮: 関節を動かさないために、関節の動く範囲が狭くなった状態を指します。

違反事項として、次の事例が多く報告されているようです。

- ・ 無免許の者による施術での保険適用。いわゆる「名義貸し」。
- ・ カルテの改ざんによる多部位請求。例えば「肩こり」を「頸椎捻挫」など。
- ・ 医師の同意なく、マッサージ・鍼灸の保険適用。
またはマッサージや鍼灸を整骨院の保険適用可能な内容に置き換えての施術。

これらの問題について、宮崎県では以下で指導・監査を行っています。

九州厚生局 宮崎事務所

宮崎市橋通西 1-2-17 宮崎橋通りビル 6F

電話番号 0985 - 72 - 8880

国民医療保険制度を守るため、違反整骨院がありましたらご協力くださるようお願い申し上げます。

鍼灸マッサージ保険連合会